

インフルエンザによる出席停止期間について

(出席停止の期間の基準) 学校保健安全法施行規則第19条第2項イによる インフルエンザによる出席停止は、**「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。」**

1. 発症とは、病院を受診した日ではなく、症状（発熱など）が始まった日で、その日を0日と数えます。
2. 午前・午後どちらか一方でも37.0°Cを目安として熱があった場合は発熱日となります。
3. 「解熱した後2日」とは解熱した日を0日と数えます。（解熱：1日のうちどこで測っても37.0°Cよりも低い体温であること。）
4. 治療により早期に解熱しても、感染の可能性はその後も継続するためこの期間を短縮する事は原則できません。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されます。

* 症状が始まった日に受診した場合はその日が発症日になります。

* 発症日が分かりにくい場合は受診した際に医師に発症日をいつとするか相談してください。